

津軽伝承工芸館・津軽こけし館指定管理者募集に係る質問書へ回答しましたので公表します。

1. 役員報酬がありますが、指定管理以降も役員が実在して役員報酬が発生するのでしょうか？また、役員は指定管理者以外からの派遣となるのでしょうか？

回答：公表済みの質問書への回答の中で添付した業務報告書への質問と思われ
ますが、前指定管理者の実施状況であり、条件等ではないことをご理解く
ださい。

人員は指定管理者が確保するものであり、役員の配置を条件にしているも
のではなく、また役員の派遣を行うことはありません。

2. 自家用車費とは従業員が自家用車を業務に使用した時に発生するのですか？

回答：業務車両の燃料費と修繕料です。

3. 「伝承工芸館」の面積は 4,261.81 m²、「津軽こけし館」は 1,038.188 m²と
相当の面積があり、トイレも含めた開館日毎日の清掃業務が規定されて
おります。

それにも関わらず、「伝承工芸館」の清掃委託費は 37 千円/月（約 1,233
円/日）、「津軽こけし館」では 4 千円/月（133 円/日）であり、この点の
ご説明をお願い致します。

回答：日々の清掃は指定管理者が自ら行っており、計上されている清掃委託費は
廃棄物処理費です。